

「実務家教員」の系譜

—政策と慣行—

Professor of Practice in Japan: Policies and Traditions

二宮祐 (群馬大学学術研究院)

小山治 (京都産業大学全学共通教育センター)

児島功和 (山梨学院大学学習・教育開発センター)

Yu Ninomiya (Gunma University, Academic Assembly)

Osamu Koyama (Kyoto Sangyo University, Center for General Education)

Yoshikazu Kojima (Yamanashi Gakuin University, Learning and Education

Development Center)

要旨

大学教員のキャリアやアイデンティティに関する研究は教育社会学の分野で続けられてきた。本論で焦点を絞る「実務家教員」政策の嚆矢は専門職大学院の創設であった。専門職大学院では実務への貢献に関する教育が重視されることから、一定割合の「実務家教員」の配置が義務付けられた。そして、「高等教育の負担軽減の具体的方策」政策において学生に対する給付奨学金制度の導入と組み合わせて、実務の経験を有する教員についてシラバスなどで明示することが求められるようになった。他方、それらの政策とはまったく関係なく、実務の経験を持つ教員は以前から存在していた。文部科学省(旧文部省)「学校教員統計調査」によれば学問分野ごとに相違はあるものの、前職が民間企業などの従業員であった大学教員は少なからずいることが確認できる。

キーワード 2040年答申、リカレント教育、専門職大学院、学生支援、産学連携／Central Council for Education, Recurrent Education, Professional Graduate School, Student Support, Industry-Academia Collaboration

1. 本論文の目的

1.1. はじめに

本論文の目的は大学・大学院で教育を担う「実務家教員」を対象として、その複数の来歴を明らかにすることである。「実務家教員」とは民間企業、自治体、国際機関、NPO法人など大学以外の機関における就業経験を生かして、正課内、正課外にかかわらず教育に携わることが求められる大学教員のことを意味する。国内外の大学の学部を卒業後すぐに大学院へ進学して学位を取得し、その過程において民間企業などで就業する経験をまったく有することなく、他方で場合によっては海外へ留学し、その分野において誰もが知るような優れた研究を進めて今後もそれが継続して求められるような伝統的なキャリアを辿る大学教員とは対照

的な存在ともいえる。「実務家教員」は専門職大学院において配置されることで知名度を高めたのと同時に、キャリア教育、知的財産論、産学連携論などの様々な分野においても採用されるようになっていく。しかしながら、「実務家教員」の必要性が主張されるようになった背景を分野横断的に検討する研究は必ずしも十分に行われてきたわけではない。(二宮祐)

1.2. 先行研究

大学教員を対象とする研究は珍しいものではない。教員の学歴・学校歴、学閥、インブリーディング、大学間の移動類型、アイデンティティなどに関心が集まり、その特徴を明らかにすることが教育社会学の研究として行われてきた(新堀、

1965; カミングス、1971; 山野井、1990)。また、社会学においても大学教員は関心の対象であった (P・ブルデュー他、1997)。近年では、米国における大学教員に関する特徴の変容に着目するものや (Hermanowicz,2011)、同様にその変容を国際比較の観点で明らかに研究が行われている (Cummings & Ulrich Eds.,2015)。また、国内においても、マーチン・トロウによる高等教育の段階移行説で概念化された、ユニバーサル型の段階へ日本の大学が到達したことに関連する諸研究が存在する。トロウは米国における高等教育の歴史的推移から発展段階説を理念型として提起しつつ、日本への言及については慎重であったとはいえ、日本においても厳しい選抜を経ることなく大学進学ができるようになったり、大学が専門的知識・技術の伝達に加えて大学外での様々な実践に関するプログラム (就業体験やサービ斯拉ーニングなど) を提供するようになったりするなど、マス型段階とは異なる様子が窺えるようになった。そうした状況をふまえつつ、大規模質問紙調査によって大学教員のキャリアや仕事の内容などを問う研究や (有本編、2008)、労働市場の歴史的推移に着目する研究 (山野井編、2007) が進められてきた。さらに、入学試験の選抜度の低い大学に勤務する教員を対象とした研究 (葛城、2018)、ファカルティ・ディベロップメントや産官学連携などの特定の業務を担う教員を対象とした研究 (二宮、2020; 二宮他、2017; 二宮他、2019) も進められてきた。また、「実務家教員」当事者による、経験に基づく後進に対する指南書や (実務家教員 COE プロジェクト、2020; 松野、2019; 宮武、2020; 横山、2020)、当事者自身の課題を整理する研究 (妹尾、2007) がまとめられたり、「実務家教員」を対象とした資質・能力やキャリアの特徴を明らかにする質問紙調査も行われてきたりしている (江藤、2016)。

これらの研究はユニバーサル型の大学における大学教員の特徴を描き出しているものの、各分野において「実務家教員」の増員が進められている理由を明らかにするには至っていない。そこで、

「実務家教員」の必要を主張する政策を整理することを通じて、その特徴について考察する。(二宮 祐)

2. 「実務家教員」政策

2.1. 専門職大学院

専門職大学院とは、「大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするもの」を指す (学校教育法 99 条 2 項)。文部科学省 (2020a: 1) によれば、専門職大学院は「科学技術の進展や社会・経済のグローバル化に伴う、社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人養成へのニーズの高まりに対応するため、高度専門職業人の養成に目的を特化した課程として」、2003 年度に創設された¹。

専門職大学院に関する具体的な規定は、主に専門職大学院設置基準にある。当該設置基準の条文に「実務家教員」という文言はないものの、それに相当する「専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」という定めがある (専門職大学院設置基準 5 条 4 項)。文部科学省 (2020a: 1-2) によれば、必要専任教員中の 3 割以上 (法科大学院は 2 割以上、教職大学院は 4 割以上) を「実務家教員」とするように規定されている。

専門職大学院は 2011 年度には 128 校であったが、その後、増減を繰り返し、2020 年度には 118 校 (166 専攻) となっている (文部科学省、2020a: 3)。専門分野別にみると、教職大学院が 54 校で最多であり、法科大学院の 35 校、ビジネス・MOT の 32 校がそれに次いでいる² (文部科学省、2020a: 3)。設置主体別にみると、国立が 61 校、公立が 7 校、私立が 47 校、株式会社立が 3 校である (文部科学省、2020a: 3)。国立が多い理由は教職大学院のうち公立は存在せず、私立は数校しか存在しないためである。

ところで、専門職大学院における「実務家教員」に関しては混乱も生じている。その混乱について言及する前提として、文部科学省のウェブサイト

を典拠として専門職大学院と関連する政策における「実務家教員」の位置づけを整理する。大学院における高度専門職業人養成についての答申である中央教育審議会（2002a）では、「実践的な教育を行う観点から、実務家教員を専任教員中に相当数置くことを義務付ける」と指摘された。法科大学院に関する答申である中央教育審議会（2002b）では、「狭義の法曹や専攻分野における実務の経験を有する教員」が「実務家教員」とであるとされ、専任教員（必要数分）のうち、相当数（概ね2割以上）を実務家教員とする旨や「実務家教員」には「5年以上の実務経験」を求める旨が明記された。一方、教職大学院の創設について言及した答申である中央教育審議会（2006）では、「実務家教員」の要件として、「学校教育関係者の場合、一定の勤務経験を有することにより優れた教育実践を有する者であるとともに、実践的・実証的研究成果の発表記録等などから、専門分野に関する高度の教育上の指導能力を有すると認められる者」という点が挙げられ、教職大学院においては必要専任教員に占める実務家教員の比率を概ね4割以上にすることが適当であると明記された。

このように高度専門職業人の養成のために、「実務家教員」が必要であるという点については、当然の前提とされており、「産業・経済社会等の各分野で世界の最前線に立つ実務家教員」という中央教育審議会（2005: 10）の文言にもみられるように、当該教員に対する期待も高いように思われる。

一方で、専門職大学院制度の発足から10年も経たずに、混乱が見られるようになった。文部科学省（2010）では、「一部の大学に専任教員や実務家教員の解釈や運用について混乱があることが確認され、特に実務家教員が多数を占める専門職大学院においては、大学院としての適切な理論教育の提供の観点から疑義が生じている」と指摘され、「実務家教員」の定義などについて検討が必要である旨が明言されている。この点についてはその後の答申においても、「実務家教員」の明確化が必要である旨が主張された（中央教育審議会、2011: 20）。

専門分野別にみると、法科大学院については中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（2012）において、研究者教員と実務家教員の分担する教科や配置割合について「改めて検証」することが指摘された。教職大学院については中央教育審議会（2012: 17）において、「学校現場での最新・多彩な経験を有するだけでなく、これを理論化できる基礎的な素養を求めるとともに、現在4割以上とされている、必要専任教員数全体に対する割合の見直しを検討する」とされている。

こうした経緯を経て、中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループ（2016: 8）では、教員組織においては実務家教員と研究者教員のバランスが必要であるとされ、それを認証評価で確認することなどを検討すべきであると指摘された。また、中央教育審議会（2018: 17）では、質の高い「実務家教員」を確保するために、「実務家教員の育成プログラムを開発・実施するとともに、修了者の情報にかかる共有の在り方を検討する」とされた。さらに、中央教育審議会大学分科会（2019: 28）は、「実務家教員」の教育的有効性に言及する一方で、「長期間大学に勤務し続けると、専任教員として採用後に高度の実務能力をチェックする仕組みがないことから、現場における最新の情報や最先端の技術等をうまく教育に取り込めず、社会の最新のニーズを反映した教育ができない恐れがあると指摘されている」という課題を挙げて、こうした課題への対処について検討している。

以上の政策動向を踏まえると、専門職大学院における「実務家教員」については、①定義、②配分、③（研究者教員との）役割分担が制度発足から10年以内に課題として認識され、さらに近年においては④質の確保（育成プログラムや実務能力の継続的な担保）が課題として理解されている³。（小山治）

2.2. 「高等教育の負担軽減の具体的方策」

文部科学省は、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の学生を対象とした授業料等減免制度の

創設と給付型奨学金の支給拡充を打ち出した。高等教育費の私的負担軽減をめぐるこれらの支援策は、2020年4月に運用が始まっている。この制度の対象となるためには、学生が一定の要件を満たす必要があるだけでなく、当該学生が在籍する大学も機関要件を満たす必要がある。その機関要件の一つに、「実務家教員」が一定の単位数以上の科目を担当しているという定めがある。具体的には、「実務家教員」の担当する科目が大学の場合13単位（医学・歯学・薬学・獣医学関係学部などは19単位）以上配置されている必要がある。13単位以上という数値は、大学設置基準で定める卒業必要単位、または授業時数の1割以上ということの意味する。

こうした施策の背景を確認しておきたい。「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018年6月15日閣議決定）に基づき「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合」（2018年12月28日）において、高等教育の負担軽減に関する制度の新設が決定された。住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生を対象として、次の二つの負担軽減策がとられることになった。一つは、授業料等を減免し、減免に要する費用を公費から捻出するというものである。国公立の大学であれば入学金約28万円、授業料約54万円を上限とし、私立の大学であれば入学金約26万円、授業料約70万円を上限とする。もう一つは、日本学生支援機構を通して給付型奨学金を支給するというものである。国公立の大学で、自宅生約35万円、自宅外生約80万円で、私立の大学で自宅生約46万円、自宅外生約91万円となっている。家計に占める高等教育負担の割合の高さについては『文部科学白書』の「高等教育の充実」（文部科学省、2019a）で言及されるだけでなく、高等教育研究者も繰り返し指摘しており（小林、2009；矢野、2011）、高等教育へのアクセスの機会均等を考えるならば、大きな社会的意義をもつ制度といえる。

しかし、先に触れたように、この制度は大学に

対して「実務家教員」採用を迫る面も有している。文部科学省が設定している機関要件は、①実務経験のある教員等による授業科目の配置、②学外者である理事の複数配置、または外部の意見を反映する組織への外部人材の複数配置、③厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表、④財務・経営情報の公表である（2019年度、2020年度と同じ）。「機関要件の確認事務に関する指針（2020年度版）」の「Q&A」によると、とりわけ「実務家教員」について言及する①について「担当する授業科目に関連した実務経験を有している者が、その実務経験を十分に授業に活かしつつ、実践的教育を行っている授業科目を指す。実務経験があっても、担当する授業科目の教育内容と関わりがなく、授業に実務経験を活かしているとは言えない場合は対象とはならないことに注意すること。また、必ずしも実務経験のある教員が直接の担当でなくとも、例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目もこれに含む。必修科目、選択科目又は自由科目の別を問わない。卒業要件単位数又は授業時数に算入されない科目であっても構わない」（文部科学省、2020b）と説明されている。ここでの実務経験とは、「大学等における教育研究活動ではない『実務』の経験」の意味であるされる。また先述した「Q&A」によれば、その科目を担当する教員の雇用形態も問わないという。すなわち、①は実務経験のある教員が雇用形態に関係なく、必修科目や選択科目かといった位置づけを問われることもなく、また一定の条件を満たせば実務経験のある教員が担当ではない授業であっても許容するという幅を持つものである。大学にとっては条件を満たすことが比較的容易な、ゆるやかな規定となっている。

それでは、「実務家教員」の採用促進をめぐる誘導は、大学に対してどのような影響を与えているのだろうか。この制度の導入に伴う「実務家教員」の新規採用数は現時点では明らかではない。他方、

明確にわかる変化として、各大学が公開しているシラバスの記載事項の変更が挙げられる。同制度の機関要件を満たした、関東地方の私立A大学のウェブシラバスには「実務経験のある教員による授業科目」というカテゴリーがあり、授業内容の欄にはたとえば「〇〇で〇〇年間の駐在を含め、〇〇年間におよぶ〇〇職員としての経験をもとに、〇〇とは何かを講義する」、「〇〇のマーケティング〇〇に携わり、〇〇を立案した経験（計〇〇年間勤務）を有する教員が、理論と実務の融合の観点から、多くの事例を取り上げて講義する」、「講義を行なう〇〇〇〇は、〇〇経験を持つ現役の〇〇〇〇です。単純な座学ではなく最新事例をもとにした双方向的な講義を目指します」、「地方自治体において、〇〇や〇〇を統括する管理職を歴任し、〇〇の勤務経験を活かし、現実的でわかりやすい授業を行う」といった説明が書かれている（筆者によって一部編集済み）。同様のことは機関要件を満たした他大学でも見られる。このようなシラバスの記載は、各大学が文部科学省に提出する申請書類に「実務経験のある教員等による授業科目」の公表方法を示す欄があるからだと思われる。

18歳人口の減少という人口動態をめぐる大きな背景があり、加えて大学運営を支える基盤的経費の公的補助も抑制傾向にあるなか、設置形態を問わず各大学は経営を安定的に持続することを目的とした学生募集に必死にならざるをえない。この制度の機関要件を満たすことは、大学からすれば学生募集の有効な手段となり、もちろん経済的に困窮する学生の支援ともなる以上、大学は申請せざるをえない状況がある。事実、2020年11月30日時点で1,090もの大学・短大が申請している。日本の大学・短大数がおよそ1,200であることから大部分の大学・短大が申請していることになる。大学における「実務家教員」の採用を推し進めたい政府・文部科学省にとって、この制度はその意図を促進するものであるといえるだろう。

なお、2018年以降、「実務家教員」をめぐる関連施策が矢継ぎ早に出されている。中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン

（答申）」では「多様な教員」という節において「実務家教員」の採用を促す制度の導入について言及されている（中央教育審議会、2018）。2019年度には私立大学等を対象とした文部科学省の補助金事業の一つである「私立大学等改革総合支援事業（令和元年度）」のタイプ1「特色ある教育の展開」において、「実務家教員が、自らの実務における経験を教育課程に反映することで教育の質を向上させるために、年間に6単位以上の授業科目を担当する実務家教員が、教授会やカリキュラム委員会等への参画等により、教育課程編成その他教育研究上の組織の運営について責任を担う仕組みを構築していますか」という質問項目が設定されていて、それに対して肯定の回答をする場合にあらかじめ定められた得点を取得できることになっている（文部科学省、2019b）。申請する大学は他の質問項目への回答も含めて得点を高くしなければ、すなわちこうした仕組みを整備しなければ、結果として採択されない可能性が高まる。そのため、「実務家教員」を採用し、教育課程編成に関わる業務に割り当てるようにするしかないことになる⁴。（児島功和）

2.3. 政策とは関係なく実務の経験を有する者とその政策としての捉えなおし

上記の政策とは異なる文脈においても「実務家教員」は存在している。たとえば、旧制帝国大学の「お雇い外国人」教員は役人、軍医、技師、学校教諭などの実務家であった（吉岡、2020）。また、1985年の大学設置基準の改正において「特に優れた知識及び経験を有すると認められる者」が教授の資格として追加されたことによって実務家が大学教員として就業することが可能になったとも指摘されていて（松野、2019）、その改正はとりわけ民間企業出身者の採用を進めることになったとも言われている（黄地、2019）。教育の分野に関しては、1971年中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」における「実践的な指導力の向上」への言及や1978年同答申「教員の資質能力の向上に

ついて」における「初等中等教育において十分な教職経験と教育研究上の実績を持つ者を選んで大学に招致することなどの配慮をすること」という文章が後の「実務家教員」の採用を推進する動向へ関連しているという見解も示されている(攪上、2012)。また、工学や医学の分野においては実務の経験を持っている研究者の割合が相対的に高いことも考えられるだろう⁵。

実務の経験を有する教員の割合を推定するために、文部科学省(旧文部省)「学校教員統計調査」の結果を参照する。同調査は3年ごとに実施されていて、その一つとして「教員異動調査」が行われている。この調査は調査対象年度の1年間のうちに、採用・転入または離職した本務教員を対象とするものであり、兼務教員(いわゆる非常勤講師)や同一機関内で配置換えとなった教員は対象としていない。

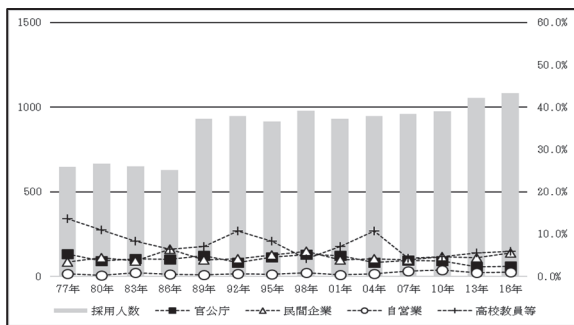


図1 大学教員(人文科学)として採用された者の総人数とそのうち前職が民間企業などであった者の割合の推移(文部科学省(旧文部省)「学校教員統計調査」より二宮作成、以下同様)

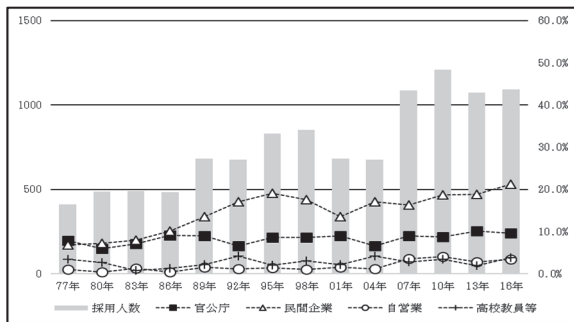


図2 大学教員(社会科学)として採用された者の総人数とそのうち前職が民間企業などであった者の割合の推移

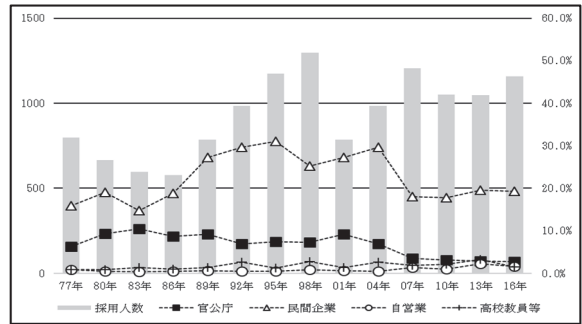


図3 大学教員(工学)として採用された者の総人数とそのうち前職が民間企業などであった者の割合の推移

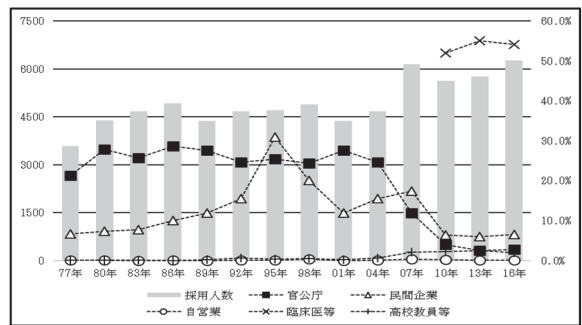


図4 大学教員(保健)として採用された者の総人数とそのうち前職が民間企業などであった者の割合の推移

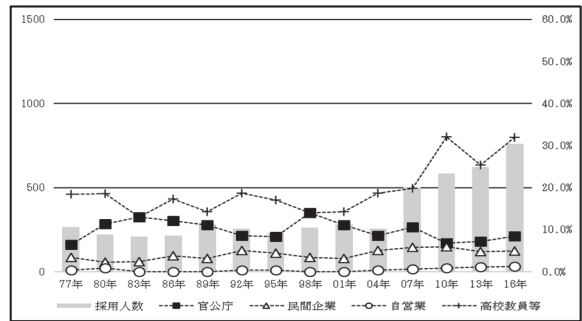


図5 大学教員(教育)として採用された者の総人数とそのうち前職が民間企業などであった者の割合の推移

図1、図2、図3、図4、図5は同調査の結果から、大学教員(大学院を含み、短期大学を含まない)として採用された者の人数と(他大学からの転入を含まない)、そのうち「採用前の状況」として官公庁、民間企業、自営業、臨床医等、高校教員等のいずれかであった者の割合について、専門(専攻)分野ごとに1977年以降の推移を示したものである。左側の目盛りが採用人数を、右側の目盛りが「採用前の状況」の割合を表している。

なお、これらの図では、同調査で分類されている理学、農学、商船、家政、芸術、その他の各分野（専攻）については相対的に採用人数が少ないために省略している。また、同調査では1977年、1980年、および、2007年以降は「高校以下の教員」と「専修学校・各種学校の教員」を区分しているが、図ではそれらを合計して「高校教員等」にまとめている。「臨床医等」は2010年から設けられた項目であって、それ以前の「臨床医等」は「官公庁」または「その他」と回答していたと考えられる。なお、人文科学、社会科学、工学、教育の各分野において「採用前の状況」を「臨床医等」とする者が毎回数名存在するものの、図からは省いている。図4が示す「保健」の分野には医学、歯学、薬学、保健学、栄養学、看護学、作業療法学等が含まれていて、また、採用人数が多いためそれを示す目盛りの間隔は他の図とは異なるものとしている。

図4「保健」において「臨床医等」が過半数を占めているのが特徴的である。医師、看護師などを前職とする、実務の経験を有する者が多いのである。図3「工学」では民間企業を前職とする者の割合が2割から3割程度で推移している。大学院修了後に研究者として企業に就職して、その後に教員として大学へ戻るキャリアを辿る層が一定の割合で存在することが推測される。図5「教育」では2010年以降に高校教員などを前職とする者の割合が高くなっていて、それは教職大学院の制度化の影響であろう。図2「社会科学」は既述の分野に比べると、実務の経験を有すると想定される者の割合は低い。民間企業を前職とする者の割合が1割から2割程度で推移している。その多くは専門職大学院が存在する経営学、法学であるだろう。そして、最も実務の経験を有する者の割合が少ないと考えられるのが、図1が示す「人文科学」である。官公庁、民間企業、高校教員等のいずれもが数パーセントで推移している。これらの図で示されている前職が民間企業や臨床医などであった者は、近年の政策において実務の経験を活用して大学で研究や教育を行うことが求められる

と定義される「実務家教員」の概念とは必ずしも一致するものではない。とはいえ、人文科学の分野を除いて、以前より実務の経験を有する大学教員は必ずしも例外的な存在であったとはいえないのである。

前職が大学ではない大学教員のキャリアはそれぞれの分野の慣行として存在してきたものであり、これまで研究対象としても政策としても着目されてはこなかった。しかし、近年そのキャリアを推進しようとする政策が導入されている。2019年、文部科学省により「持続的な産学共同人材育成システム構築事業：リカレント教育等の実践的教育の推進のための実務家教員育成・活用システムの全国展開」という事業の公募が行われた。これは大学教育再生戦略推進費「Society 5.0に対応した高度技術人材育成事業」という政策プログラムの一環であり、「実務家教員」を養成するという側面で産学連携・産官学連携を推進することを目的としたものである。東北大学を代表校とする「創造と変革を先導する産学循環型人材育成システム」、名古屋市立大学を代表校とする「PBLと多職種連携を活用した進化型エバンジェリスト養成プログラム（TEEP: Training for Evolutionary Evangelist Program）構築事業」、社会情報大学院大学を代表校とする「実務家教員 COE プロジェクト」、舞鶴工業高等専門学校を代表校とする「KOSEN型産学共同インフラメンテナンス人材育成システムの構築」の4件が当該事業に採択されて、それぞれ民間企業や自治体などと連携して「実務家教員」の養成を開始している。この採択事業については、「高等教育における実務家教員の育成と活用」というウェブサイトにて情報がまとめられている⁶。

大学で教育を担うための基礎的な知識・技術を伝達するプログラムを提供するこの事業の特徴は、受講生が有する専門分野として期待されているものに、工学、経営学が多く見られることである。たとえば、代表校が東北大学のプログラムにはアントレプレナー教育力育成コース、リーダーシップ開発力育成コース、代表校が名古屋市立大学の

プログラムには多職種連携 PBL 演習として経営実務コースが置かれていて、また、代表校が舞鶴工業高等専門学校のプログラムでは「橋梁メンテナンス」という工学分野の「実務家教員」を養成することが目的とされている。すなわち、かつてよりその割合は高いとはいえないものの存在している大学外での様々な「現場」を経験したうえで、教員として大学へ戻るといったキャリアを政策としての捉えなおしたうえで、それを推進しようとする動向であると位置づけることが可能である。(二宮祐)

3. 今後の課題

「実務家教員」の採用は現時点において、専門職大学院における規定や、「高等教育の負担軽減の具体的方策」における機関要件といった政策によって進められた場合と、学問分野の慣行として実務の経験を持つ者を対象としてきた場合が存在する。また、後者の慣行による場合であっても、それをさらに政策として推進する動向も見られる。

残された課題は、これまでも行われてきた「実務家教員」の資質・能力の特徴について考察することに加えて、政策の目的が実現できているかどうかを検証することである。専門職大学院にせよ、「高等教育の負担軽減の具体的方策」の機関要件にせよ、実務の経験を活用して教育を行うことが共通して求められている。この要求は、慣行として実務の経験を持つ者を採用してきた「保健」や「工学」などの分野においても暗黙裡に想定されていたことでもあると思われる。しかしながら、実務の経験が知識伝達の過程においてどのように役立てられるのか、その程度に影響を及ぼす要因は何であるのか、また、学習者は実務の経験が伝えられることに対してどのような意味を見出すのか、その意味付けに影響を及ぼすものは何であるのか、それらの問題を解明する必要があるといえるだろう。(二宮祐)

註

¹ 専門職大学院は、高度専門職業人の養成に特化

した専門大学院(1999年に制度化)を包摂した教育機関として設置された(吉岡、2020: 100)。なお、2019年度から実践的な教育を行う高等教育機関として、専門職大学、専門職短期大学、専門職学科が創設された。

² 以降の政策動向の整理において法科大学院と教職大学院に関する記述が多く登場するのは、専門職大学院の大半がこれらの大学院で占められているためである。

³ こうした状況に対して、専門職大学院における「実務家教員」に関する研究は必ずしも進んでいない。法科大学院については、実務家教員の体験記は散見されるものの研究者教員との共通点や相違点は明らかではない。そこでは、「実務家教員」に関する理論的な研究も実証的な研究も進展しているとは言い難い。一方、教職大学院については、教師教育者に関する研究の中で「実務家教員」に対する言及がみられる。岡村他(2015)は教師教育者の実践的指導力という概念を軸にして研究者教員と実務家教員の役割分担を理論的に検討している。また、姫野他(2019: 33)は「実務家教員」は他の教員と比べて「同僚との関わりを通して実践される日常的な学校現場での経験」を重視していること等を実証的に明らかにしている。

⁴ こうした補助金が大学に与える影響については、二宮(2017)の議論を参照されたい。

⁵ なお、2018年の大学設置基準及び大学院設置基準の一部を改正する省令において、工学において企業などとの連携による授業科目を開設する場合に「実務家教員」を配置することが規定されている。

⁶ 文部科学省『持続的な産学共同人材育成システム構築事業「高等教育における実務家教員の育成と活用」』

(<https://jitsumuka.jp/>) (2021年1月14日)

参考文献

有本章編(2008)『変貌する日本の大学教授職』

玉川大学出版部。

Bourdieu, Pierre (1984) *Homo academicus*,

- Paris: Éditions de Minuit. P・ブルデュー 石崎晴己・東松秀雄訳 (1997) 『ホモ・アカデミクス』藤原書店.
- 中央教育審議会 (2002a) 『大学院における高度専門職業人養成について (答申)』.
(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/020802.htm)
(2021年1月14日、以下の参考文献においてURLを記載するものはすべて同日を最終アクセス日とする)
- 中央教育審議会 (2002b) 『法科大学院の設置基準等について (答申)』.
(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/020803.htm)
- 中央教育審議会 (2005) 『新時代の大学院教育——国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて (答申)』.
(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/fieldfile/2019/04/03/1212701_001.pdf)
- 中央教育審議会 (2006) 『今後の教員養成・免許制度の在り方について (答申)』.
(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1212707.htm)
- 中央教育審議会 (2011) 『グローバル化時代の大学院教育——世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために (答申)』.
(https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/fieldfile/2011/03/04/1301932_01.pdf)
- 中央教育審議会 (2012) 『教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について (答申)』.
(https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/fieldfile/2012/08/30/1325094_1.pdf)
- 中央教育審議会 (2018) 『2040年に向けた高等教育のグランドデザイン (答申)』.
(https://www.mext.go.jp/content/20200312-mxt_koutou01-100006282_1.pdf)
- 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会 (2012) 『法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について (提言)』.
(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1323708.htm)
- 中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループ (2016) 『専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について』.
(https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/fieldfile/2017/06/12/1377151_02.pdf)
- 中央教育審議会大学分科会 (2019) 『2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿——社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策 (審議まとめ)』.
(https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/fieldfile/2019/02/18/1412981_001r.pdf)
- Cummings, William K. & Ulrich, Teichler, Eds., (2015) *The Relevance of Academic Work in Comparative Perspective*, New York: Springer.
- カミングス ウィリアム K. (1971) 「変動する大学教官市場」『教育社会学研究』26, 68-84.
- 江藤智佐子 (2016) 「秘書・ビジネス実務分野における教員の能力とキャリア形成——日本ビジネス実務学会の会員調査をもとに」『久留米大学文学部紀要. 情報社会学編』11, 15-25.
- Hermanowicz, Joseph C., (2011) *The American Academic Profession: Transformation in Contemporary Higher Education*, Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- 姫野完治・長谷川哲也・益子典文 (2019) 「研究者教員と実務家教員の大学における役割と教師発達観」『教師学研究』22(1), 25-35.
- 実務家教員 COE プロジェクト編 (2020) 『実務家教員への招待——人生100年時代の新しい「知」の創造』学校法人先端教育機構.
- 攪上哲夫 (2012) 「教員養成に携わる」『実務家教

- 員』に関する研究——1970年代以降、臨時教育審議会設置までの『教員の資質能力の向上』策に視点をあてて』『東洋大学大学院紀要』49, 311-333.
- 葛城浩一 (2018) 「大学教員として就職するまでのプロセスと就職後の教育・研究活動との関連性——ポードーフリー大学に着目して」『大学論集』50, 161-176.
- 小林雅之 (2009) 『大学進学の世界——均等化政策の検証』東京大学出版会.
- 松野弘 (2019) 『社会人教授入門——方法と戦略』ミネルヴァ書房.
- 宮武久佳 (2020) 『「社会人教授」の大学論』青土社.
- 文部科学省 (2010) 『専門職大学院の現状と今後の在り方について (報告)』.
(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmonshoku/1299301.htm)
- 文部科学省 (2019a) 『平成30年度 文部科学白書』.
(https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab201901/1420047.htm)
- 文部科学省 (2019b) 『令和元年度 私立大学等改革総合支援事業調査票』.
(https://www.mext.go.jp/content/20200319-mxt_sigakujo-100001428_9.pdf)
- 文部科学省 (2020a) 『専門職大学院制度の概要 (2020年9月)』.
(https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt_senmon02-100001400_1.pdf)
- 文部科学省 (2020b) 『機関要件の確認事務に関する指針 (2020年度版)』.
(https://www.mext.go.jp/content/20200331-mxt_gakushi01-100014193_01.pdf)
- 二宮祐 (2017) 「大学教育と内外事項区分論——『利益の供与』による行政指導の問題」藤本夕衣・古川雄嗣・渡邊浩一編『反「大学改革」論——若手からの問題提起』, pp.41-56. ナカニシヤ出版.
- 二宮祐 (2020) 「大学において専門的職務を遂行するための教育・訓練経験——質問紙調査の分析から」『大学研究』46, 31-43.
- 二宮祐・小島佐恵子・児島功和・小山治・濱嶋幸司 (2017) 「高等教育機関における新しい『専門職』——政策・市場・職能の観点から」『大学教育研究ジャーナル』14, 1-20.
- 二宮祐・小山治・浜嶋幸司・児島功和 (2019) 「『新しい専門職』として大学で働き続けたのは誰か——任期の有無と仕事満足度に着目して」『大学教育学会誌』41(1), 117-126.
- 岡村美由規・相馬宗胤・伊勢本大・正木遥香 (2015) 「高等教育機関に従事する教師教育者の在り方に関する考察——『実践的指導力』と実務家教員をめぐる議論から」『広島大学大学院教育学研究科紀要. 第三部』64, 37-46.
- 黄地吉隆 (2019) 「実務家教員活用促進の背景と期待」『IDE——現代の高等教育』614, 63-66.
- 妹尾堅一郎 (2007) 「実務家教員の必要性和その育成について——『実務知基盤型教員』を活用する大学教育へ」『大学論集』39, 109-128.
- 新堀通也 (1965) 『日本の大学教授市場——学閥の研究』東洋館出版社.
- 山野井敦徳 (1990) 『大学教授の移動研究——学閥支配の選抜と配分のメカニズム』東信堂.
- 山野井敦徳編 (2007) 『日本の大学教授市場』玉川大学出版部.
- 矢野眞和 (2011) 『「習慣病」になったニッポンの大学——18歳主義・卒業主義・親負担主義からの解放』日本図書センター.
- 横山陽二 (2020) 『企業人から大学教員になりたいあなたへ——元電通マンの大学奮闘記』ゆいぽおと.
- 吉岡三重子 (2020) 「実務家教員の課題と展望——実務家教員養成課程における実践をふまえて」『人間発達研究』34, 97-106.

謝辞

本研究は **JSPS 科研費 20K02934** の助成を受けたものです。